

地上デジタル放送の準備は大丈夫ですか？

低所得世帯（町民税非課税世帯）への支援について

市町村民税非課税世帯への

地上デジタル放送受信のための支援について

地上デジタル放送を視聴するには…

本年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了します。

地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送に対応しているテレビに換えるか、現在ご利用中のアナログテレビに外付けの地上デジタル放送対応チューナーなどをいただく必要があります(ケーブルテレビなどをご利用の場合は異なる場合があります。)

どのような支援ですか？

地上デジタル放送がまだ視聴できない市町村民税非課税世帯に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー(以下、「簡易なチューナー」)1台を無償で給付する支援を新たに行います。

誰が支援を受けられるのですか？

支援の対象は「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」です。

※NHKと放送受信契約を結んでいない場合は、支援の申込後に速やかにNHKと放送受信契約を結んでください。

※既に地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられませんのでご注意ください。

詳しくは、下記の総務省 地デジチューナー支援実施センターまでお問い合わせください。

支援の内容は？

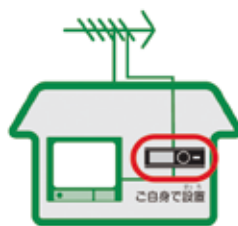
①簡易なチューナー(1台)を無償で給付します(※現物給付です。テレビは給付しません。)

→ 簡易なチューナーが1台あれば、現在ご利用中のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴できます。簡易なチューナー(1台)は、お住まいへ配送します。

※簡易なチューナー1台はご自身で設置してください。

※アンテナの工事などが必要な場合は、ご自身で行ってください。

②簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。



申込期限

平成23年7月24日まで(消印有効)

※平成23年4月1日以降の支援については、平成23年度予算の成立が前提となっています。

※締切り直前になると申込が集中するおそれがありますので、お早めにお申込ください。

支援の申込方法は？

必要書類を添えて支援の申込書を総務省 地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

支援の申込書の 入手方法

①下記の総務省 地デジチューナー支援実施センターのホームページから入手できます。

②総務省 地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。ご希望の部数を送付します。

③支援の申込書は、各市区町村およびお近くのNHKの窓口にも用意している場合もあります。

市町村民税非課税世帯への支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター
<http://www.chidejishien.jp>

ナビダイヤル:
0570-023724
FAX:
043-302-0284

ナビダイヤルがご利用できない場合
TEL:
043-332-2525

【受付時間】平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

NHKの放送受信契約に関する問い合わせ先

NHK ふれあいセンター
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

ナビダイヤル:
0570-077077
FAX:
045-522-3044

ナビダイヤルがご利用できない場合
TEL:
050-3786-5003

【受付時間】平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時



悪質商法にご注意ください!

この支援による簡易なチューナーの給付について
費用を請求することはありません。

テレビ調査員や工事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込み詐欺(架空請求)を行ったりする例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

総務省 地デジチューナー支援実施センター

H23.01

◎問い合わせ先

役場企画財政課電算係

☎ (86) 1111

(内線1561)

総務省地デジチューナー支援実施センターでは、世帯全員が町民税非課税の措置を受けている世帯に対して、簡易な地上デジタル放送対応のチューナーを1台無償で給付する支援を行っています。なお、この支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結ぶ必要があります。まだ未契約のかたは支援の申し込み後に、速やかにNHKと放送受信契約を結んでください。

平成23年7月24日までに地上アナログ放送は終了します。地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送に対応したテレビに買い替えるか、現在視聴しているアナログテレビに、外付けの簡易なチューナーなどをつなぐ必要があります。